

障害基礎年金を受けられなかった人へ 特別障害給付金が受給できます

具体的に誰が受けとれるの？

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象だった厚生年金、共済組合などの加入者だった人の配偶者

①②に該当する人で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日※があり、現在、国民年金法に定める障害等級1、2級(身体障害者手帳の等級とは異なります)の障がいの状態にある人です。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当した人に限ります。

※障がいの原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日



なぜ支給されるの？

国民年金の任意加入対象者で加入していなかったために、障害基礎年金などを受給できなかったからです。その中で対象となる人は給付金を受けとることができます。

請求の方法を教えてください！

まず、健康づくり推進課に相談をお願いします。診断書など必要な書類をお渡ししますので、後日、書類を揃えられて、再度同課へ請求してください。

いつから受けとれるの？

請求月の翌月分から受給できます。
支給額は次のとおりです。

障害等級1級…月額 49,500円
” 2級…月額 39,600円

※本人の所得により、支給が制限される場合があります

問い合わせ先 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286 - 3111 内線 121 ~ 123
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

▼このコーナーに掲載を希望する人は、役場広報係まで申し込んでください。
☎ 286・3111 ☎ 2003

☎ 080・1736・7561

◎講師・濱口知大

ところ 町民体育館

とき 午後4時〜4時50分

とき 毎月3回土曜日

●益城スポーツ教室会員募集

幼児から小学3年生まで

携帯090・7986・9901

☎・☎ 286・5397

◎大会運営室(井手)

ところ 益城カントリークラブ

とき 5月27日(日)午前10時〜

●第6回益城町職場・グループ
対抗ゴルフ大会

募集

☎ 286・3611

◎益城病院(田中)

ところ 犬飼記念美術館

午前10時〜午後5時

とき 5月31日(木)

●子どもの未来を祝う
—武者飾りと男たちの花展—

催し

みんなの
揭示板